

申請事項記載書

- 1 調査の名称
学校基本調査
- 2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 学校(注)及び学校の設置者 (注)学校とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「改正こども園法」という。)に基づく、幼保連携型認定こども園をいう。</p>	<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 学校(注)及び学校の設置者 (注)学校とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「改正こども園法」という)に基づく、幼保連携型認定こども園をいう。</p>	<p>(変更理由) 学校教育法の改正により、新たな学校種として創設される「義務教育学校」の実態等を把握するため。</p>
<p>4 報告を求める者 (1) 数 ①学校 約6万(詳細は、別添「学校基本調査対象数」を参照。) (別紙1のとおり変更を行う。)</p>	<p>4 報告を求める者 (1) 数 ①学校 約6万(詳細は、別添<u>1</u>「学校基本調査対象数」を参照。)</p>	<p>(変更理由) 学校教育法の改正により、新たな学校種として創設される「義務教育学校」の実態等を把握するため。</p>

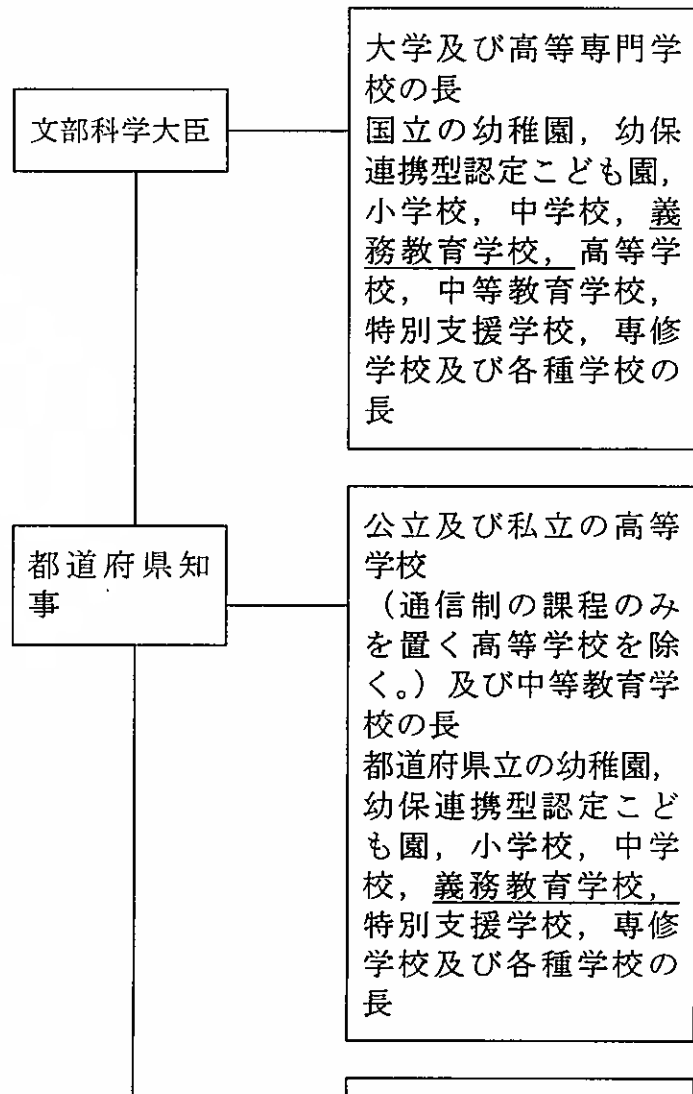
<p>(3) 報告義務者 ⑥卒業後の状況調査票 <u>学校の長(幼稚園, 幼保連携型認定こども園, 小学校, 専修学校及び各種学校を除く。)</u></p>	<p>(3) 報告義務者 ⑥卒業後の状況調査票 学校の長</p>	
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項(詳細は、「調査票」を参照。) 文部科学省が別に定める調査票により、次のとおり行う。 ①学校調査 別添の様式第1号から第15号まで、<u>第17号及び第27号に定める調査票を用いて、次の事項を調査する。</u> ④学校施設調査 別添の様式第19号から第21号までに定める調査票を用いて、次の事項を調査する。 ⑥卒業後の状況調査票 別添の様式第23号から第31号までに定める調査票を用いて、次の事項を調査する。</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (1) 報告を求める事項(詳細は、「調査票」を参照。) 文部科学省が別に定める調査票により、次のとおり行う。 ①学校調査 別添の様式第1号から第15号及び17号に定める調査票を用いて、次の事項を調査する。 ④学校施設調査 別添の様式第19号から第21号に定める調査票を用いて、次の事項を調査する。 ⑥卒業後の状況調査票 別添の様式第23号から第30号に定める調査票を用いて、次の事項を調査する。</p>	<p>(変更理由) 学校教育法の改正により「小中一貫教育を行う新たな学校種の創設」「高等学校等専攻科修了生の大学への編入学」が制度化されたことに伴い、実態を把握するため。 (詳細は、調査票新旧対照表を参照。)</p> <p>適切な表現にするため。</p> <p>学校教育法の改正により、新たな学校種として創設される「義務教育学校」の実態等を把握するため。 (詳細は、調査票新旧対照表を参照。)</p> <p>適切な表現にするため。</p>

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査組織は次のとおりである。

①学校調査

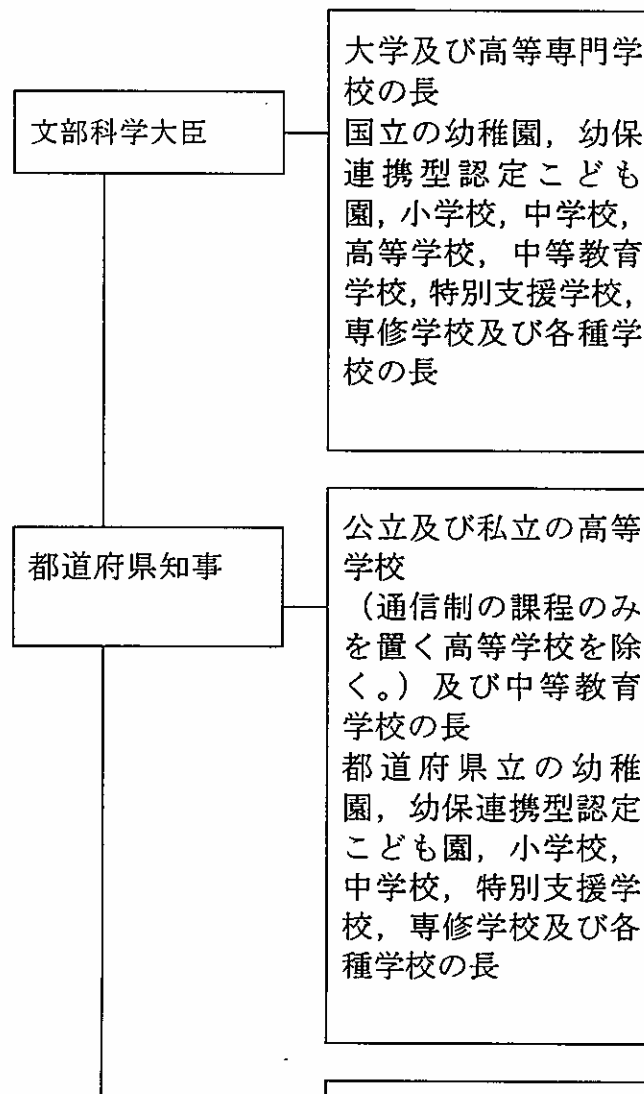


6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

調査組織は次のとおりである。

①学校調査



(変更理由)

学校教育法の改正により，新たな学校種として創設される「義務教育学校」の実態等を把握するため。

市町村長

市町村立及び私立の幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校，専修学校及び各種学校の長

市町村長

市町村立及び私立の幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，特別支援学校，専修学校及び各種学校の長

④学校施設調査

市町村長

市町村立の幼保連携型認定こども園，専修学校及び各種学校の長
私立の幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校，専修学校及び各種学校の設置者（大学・高等専門学校に係るもの，高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。）

④学校施設調査

市町村長

市町村立の幼保連携型認定こども園，専修学校及び各種学校の長
私立の幼稚園，幼保連携型認定こども園，小学校，中学校，特別支援学校，専修学校及び各種学校の設置者（大学・高等専門学校に係るもの，高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。）

⑥卒業後の状況調査

文部科学大臣

大学及び高等専門学校の長
国立の中学校，義務

⑥卒業後の状況調査

文部科学大臣

大学及び高等専門学校の長
国立の中学校，高等

<p>8 集計事項 学校種別、設置者別等におおむね次の事項に</p>	<p>8 集計事項 学校種別、設置者別等におおむね次の事項に</p>	<p>(変更理由) 学校教育法の改正により、</p>

<p>ついて集計する。 (詳細は、「学校基本調査集計一覧」を参照。) (別紙2のとおり変更を行う。)</p>	<p>ついて集計する。 (詳細は、「学校基本調査集計一覧」を参照。)</p>	<p>新たな学校種として創設される「義務教育学校」の実態等を把握するため。</p>												
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査年度の8月頃に「<u>学校基本統計速報</u>（<u>学校基本調査の結果速報</u>）」として一部を刊行物及びインターネット（<u>文部科学省ホームページ及びe-Stat</u>）に掲載して公表し、12月頃に「<u>学校基本統計</u>（<u>学校基本調査報告書</u>）」として刊行物及びインターネットに掲載して公表する。また、閲覧公表については、<u>報告書刊行以降</u>、順次インターネットに掲載する。</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日 調査年度の8月頃に「<u>学校基本調査速報</u>」として一部を刊行物及びインターネットに掲載して公表し、12月頃に「<u>学校基本調査報告書</u>」として刊行物及びインターネットに掲載して公表する。また、閲覧公表については、<u>1月以降</u>、順次インターネットに掲載する。</p>	<p>(変更理由) 適切な表現にするため。</p>												
<p>10 使用する統計基準 卒業後の状況調査の集計において、日本標準産業分類及び日本標準職業分類の大分類（一部の項目については中分類）を利用する。 なお、<u>中学校</u>、<u>義務教育学校</u>、<u>中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部の卒業後の状況調査</u>については、就職者が少ないことから日本標準産業分類をもとにした第1～3次産業の分類を使用する。</p>	<p>10 使用する統計基準 卒業後の状況調査の集計において、日本標準産業分類及び日本標準職業分類の大分類（一部の項目については中分類）を利用する。 なお、<u>中学校</u>、<u>中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部の卒業後の状況調査</u>については、就職者が少ないことから日本標準産業分類をもとにした第1～3次産業の分類を使用する。</p>	<p>(変更理由) 学校教育法の改正により、新たな学校種として創設される「義務教育学校」の実態等を把握するため。</p>												
<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="152 1189 846 1431"> <thead> <tr> <th>調査票等</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査票の内容を収録した磁気媒体</td> <td>永年</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	調査票等	保存期間	保存責任者	調査票の内容を収録した磁気媒体	永年	同上	<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="891 1189 1552 1431"> <thead> <tr> <th>調査票等</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>結果原表及び調査票</u>の内容を収録した磁気媒体</td> <td>永年</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	調査票等	保存期間	保存責任者	<u>結果原表及び調査票</u> の内容を収録した磁気媒体	永年	同上	<p>(変更理由) 結果原表は旧システムで作成される集計結果表であり、システム移行後は出力されないため。</p>
調査票等	保存期間	保存責任者												
調査票の内容を収録した磁気媒体	永年	同上												
調査票等	保存期間	保存責任者												
<u>結果原表及び調査票</u> の内容を収録した磁気媒体	永年	同上												

(項目削除)	13 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更） 東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添2のとおり。	(変更理由) 東日本大震災の影響が解消されたため。
--------	--	------------------------------

学校基本調査対象数

学校種別対象数：56,720校

- ①幼稚園：11,680校
- ②幼保連携型認定こども園：1,940校
- ③小学校：20,600校
- ④中学校：10,480校
- ⑤義務教育学校：300校
- ⑥高等学校：4,940校
- ⑦中等教育学校：50校
- ⑧特別支援学校：1,110校
- ⑨大学：780校
- ⑩短期大学：350校
- ⑪高等専門学校：60校
- ⑫専修学校：3,200校
- ⑬各種学校：1,230校

この他、市町村教育委員会 1,700が調査対象となっている。

注：対象数は、平成27年度「学校基本調査速報」実績をもとにした概数である。
ただし、義務教育学校については推計値である。

平成28年度調査における集計表の変更一覧

学校調査

○小学校

集計表	集計区分		
小中一貫教育を行う学校数（再掲）	都道府県別	一体型	計 国 公 私
		隣接型	計 国 公 私
		分離型	計 国 公 私
		その他	計 国 公 私
理由別長期欠席児童数	都道府県別	計 国 公 私	
	政令指定都市別	計 国 公 私	

○中学校

集計表	集計区分		
小中一貫教育を行う学校数（再掲）	都道府県別	一体型	計 国 公 私
		隣接型	計 国 公 私
		分離型	計 国 公 私
		その他	計 国 公 私
理由別長期欠席生徒数	都道府県別	計 国 公 私	
	政令指定都市別	計 国 公 私	
二部授業の学級数（公立）	全国計		
二部授業の生徒数（公立）	全国計		
二部授業の教員数（公立の本務者）	全国計		
二部授業の教員数（公立の兼務者）	全国計		

○中等教育学校

集計表	集計区分	
理由別長期欠席生徒数（前期課程）	全国計	計 国 公 私

○義務教育学校

集 計 表		集 計 区 分		
学校数	都道府県別	計 国 公 私		
	政令指定都市別	計 国 公 私		
	市町村別	計 公		
学級数別学校数	都道府県別	計	計	
			本校	
			分校	
		国立	計	
			本校	
			分校	
		公立	計	
			本校	
			分校	
		私立	計	
			本校	
			分校	
	政令指定都市別	計	計	
			本校	
			分校	
		国立	計	
			本校	
			分校	
		公立	計	
			本校	
			分校	
		私立	計	
			本校	
			分校	
類型別学校数	全国計	計 国 公 私		
	都道府県別	計		
		国立		
		公立		
		私立		
	政令指定都市別	計		
		国立		
		公立		
		私立		
	児童・生徒数別学校数	都道府県別	計	計
				本校
				分校
国立			計	
			本校	
			分校	
公立			計	
			本校	
			分校	

集 計 表	集 計 区 分	
		私立 計 本校 分校
児童・生徒数別学校数 (つづき)	政令指定都市別	計 計 本校 分校 国立 計 本校 分校 公立 計 本校 分校 私立 計 本校 分校
編制方式別学級数	都道府県別	計 国立 公立 私立
	政令指定都市別	計 国立 公立 私立
	市町村別・	計 公立
収容人員別学級数	都道府県別	計 計 単式学級 複式学級 特別支援学級 国立 計 単式学級 複式学級 特別支援学級 公立 計 単式学級 複式学級 特別支援学級 私立 計 単式学級 複式学級 特別支援学級
	政令指定都市別	計 計 単式学級 複式学級 特別支援学級 国立 計 単式学級 複式学級 特別支援学級

集 計 表	集 計 区 分		
	公立	計	
		単式学級	
		複式学級	
		特別支援学級	
	私立	計	
		単式学級	
		複式学級	
		特別支援学級	
学年別児童・生徒数	都道府県別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	政令指定都市別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	市町村別	計	
		公立	
	学級編制方式別児童・生徒数	都道府県別	計
			国立
公立			
私立			
政令指定都市別		計	
		国立	
		公立	
		私立	
市町村別		計	
		公立	
学年別特別支援学級児童・生徒数		都道府県別	計
			国立
	公立		
	私立		
	政令指定都市別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	種別別特別支援学級児童・生徒数	全国計	計 国 公 私
		都道府県別	計
			国立
			公立
私立			
政令指定都市別		計	
		国立	
		公立	
		私立	
市町村別		計	
		公立	
外国人児童・生徒数		全国計	計 国 公 私
	都道府県別	計 国 公 私	

集 計 表	集 計 区 分		
	政令指定都市別	計 国 公 私	
帰国児童・生徒数	都道府県別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	政令指定都市別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	職名別教員数（本務者）	都道府県別	計
			国立
公立			
		私立	
政令指定都市別		計	
		国立	
		公立	
		私立	
市町村別		計	
		公立	
職名別教員数（兼務者）	都道府県別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	政令指定都市別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	市町村別	計	
		公立	
本務教員のうち理由別休職等教員数（再掲）	都道府県別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	政令指定都市別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	本務教員のうち指導主事等の数（公立）（再掲）	都道府県別	公立
		政令指定都市別	公立
本務教職員のうち教務主任等の数（再掲）	都道府県別	計	
		国立	
		公立	
		私立	
	政令指定都市別	計	
		国立	
		公立	
		私立	

集 計 表	集 計 区 分	
	市町村別	計 公立
職員数（本務者）	都道府県別	計
		国立
		公立
	政令指定都市別	計
		国立
		公立
	市町村別	計
公立		
私費負担の職員数（国・公立の本務者）	都道府県別	計
		国立
		公立
	政令指定都市別	計
		国立
		公立
	学校医等の数	都道府県別
国立		
公立		
政令指定都市別		計
		国立
		公立
へき地等指定学校数（公立）		都道府県別
	政令指定都市別	公立
へき地等指定学校の児童・生徒数（公立）	都道府県別	公立
	政令指定都市別	公立
へき地等指定学校の教員数（公立の本務者）	都道府県別	公立
	政令指定都市別	公立
へき地等指定学校の負担法による事務職員数（公立）	都道府県別	公立
	政令指定都市別	公立
指定都市等に所在する学校数・学級数・児童生徒数及び教職員数	政令指定都市別	計
		公立
		私立
二部授業の学級数（公立）	全国計	
二部授業の生徒数（公立）	全国計	
二部授業の教員数（公立の本務者）	全国計	
二部授業の教員数（公立の兼務者）	全国計	

平成29年度調査における集計表の変更一覧

卒業後の状況調査

○義務教育学校 後期課程

集 計 表	集 計 区 分			
状況別卒業生数	都道府県別	計	計	
			国立	
			公立	
		私立	男	計
				国立
				公立
		私立	女	計
				国立
				公立
	政令指定都市別	計	計	
			国立	
			公立	
		私立	男	計
				国立
				公立
私立		女	計	
			国立	
			公立	
市町村別	計	計		
		公立		
	男	計		
		公立		
	女	計		
		公立		
高等学校等への進学者数	都道府県別	計		
		男		
		女		
		国立		
		公立		
		私立		
	政令指定都市別	計		
		国立		
		公立		
		私立		

集 計 表	集 計 区 分	
専修学校等入学者数	都道府県別	計
		国立
		公立
	私立	
	政令指定都市別	計
		国立
		公立
	私立	
高等学校等への入学志願者数	都道府県別	計
		男
		女
		国立
		公立
	私立	
	政令指定都市別	計
		国立
公立		
私立		
特別支援学級卒業者の状況	都道府県別	計
		男
		女
		国立
		公立
	私立	
	政令指定都市別	計
		国立
公立		
私立		
産業別就業者数	都道府県別	計
		国立
		公立
		私立
	政令指定都市別	計
		国立
		公立
		私立
指定都市に所在する中学校の状況別卒業生数	政令指定都市別	計
		公立
		私立

学校調査

○大学(学部)・大学院

集 計 表	集 計 区 分	
学部別 編入学者数	全国計	高等学校(専攻科)からの編入学者数 中等教育学校(専攻科)からの編入学者数 特別支援学校(専攻科)からの編入学者数

○短期大学

集 計 表	集 計 区 分	
本科 編入学者数	全国計	高等学校(専攻科)からの編入学者数 中等教育学校(専攻科)からの編入学者数 特別支援学校(専攻科)からの編入学者数

